

令和8年3月4日

令和8年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和8年2月27日 開会

令和8年3月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和8年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和8年3月4日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番 榎戸 雄一君	第2番 伊藤 英人君	第3番 森田 紀子君
第4番 相田恵美子君	第5番 大澤由香里君	第6番 澤本 幹男君
第7番 小峰 陽一君	第9番 高橋 邦男君	第10番 原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

第8番 宮野 亨君

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長 師岡 伸公君	副 町 長 井上 永一君
教 育 長 野崎喜久美君	企画財政課長 杉山 直也君
総 務 課 長 山宮 忠仁君	住 民 課 長 岡部 優一君
子育て定住推進課長 河村 寿仁君	福祉保健課長 須崎 洋司君
観光産業課長 大串 清文君	自然公園施設担当課長 新島 和貴君
環境整備課長 坂村 孝成君	環境担当主幹 坂本 秀一君
会計管理者 岡野 敏行君	教 育 課 長 清水 俊雄君
病院事務長 岡部 勝 君	

令和8年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和8年3月4日(水)

午前10時00分 開議

会期 令和8年2月27日～3月18日(20日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第25号	令和7年度奥多摩町一般会計補正予算(第7号)	原案可決
3	議案第26号	令和7年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
4	議案第27号	令和7年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
5	議案第28号	令和7年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
6	議案第29号	令和7年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
7	議案第30号	令和8年度奥多摩町一般会計予算	予算特別委員会付託
8	議案第31号	令和8年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
9	議案第32号	令和8年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
10	議案第33号	令和8年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別委員会付託
11	議案第34号	令和8年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別委員会付託
12	議案第35号	令和8年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別委員会付託
13	議案第36号	令和8年度奥多摩町下水道事業会計予算	予算特別委員会付託
14	議案第37号	令和8年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別委員会付託

(午後2時59分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（澤本 幹男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日、8 番、宮野亨議員におかれましては、体調不良により欠席されております。

本日の日程は配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 25 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号）、日程第 3 議案第 26 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 4 議案第 27 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 5 議案第 28 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第 29 号 令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、以上 5 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 25 号から議案第 29 号までの一般会計をはじめとする特別会計全 5 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、内容の詳細につきましては、各課長から説明させていただきますので、私からは主に増減の大きな項目について総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 25 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。議案書のフォルダー、補正予算 3 月のフォルダーをお開きいただきまして、議案第 25 号のファイルをご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,454 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 4,923 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 条継続費の補正でございますが、既定の継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」によるもの。

第 3 条繰越明許費でございますが、地方自治法の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

地方交付税は、普通交付税の増により 1 億 925 万 5,000 円を追加し、地方交付税の計を 21 億 7,905 万 2,000 円に、国庫支出金は、国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金の減などに伴い、国庫支出金合計で3,656万1,000円を減額し、国庫支出金の計を3億5,025万9,000円に、都支出金は、都補助金で、特定緊急輸送道路沿線建築物耐震化促進事業補助金の減などに伴い、都支出金合計で1,737万6,000円を減額し、都支出金の計を26億5,974万6,000円に、財産収入のうち財産売払収入は、町有地売払収入の減などに伴い、財産収入合計で2,680万3,000円を減額し、財産収入の計を5,454万円に、寄附金は、一般寄附金で、氷川保善会からの寄附などに伴い、3,495万8,000円を追加し、寄附金の計を4,731万8,000円に、繰入金は、基金繰入金で2億4,896万5,000円を減額し、財政調整基金減債基金などに戻し、繰入金の計を6,211万6,000円に、諸収入は、雑入でデジタル基盤改革支援補助金の減などに伴い、諸収入合計で4,022万1,000円を減額し、諸収入の計を5億2,969万1,000円とし、歳入の合計額を71億4,923万4,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

民生費は、社会福祉費で、住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業費をはじめとした事業実績により民生費合計で4,903万1,000円を減額し、民生費の計を15億82万7,000円に、衛生費は、保健衛生費で、新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託等の事業実績により衛生費合計で2,513万円を減額し、衛生費の計を6億7,786万3,000円に、農林水産業費は、林業費で、水の浸透を高める枝打ち作業委託の減などに伴い、農林水産業費合計で1,676万9,000円を減額し、農林水産業費の計を8億2,929万4,000円に、土木費は、住宅費で、若者定住推進事業費の工事請負費等の額の確定に伴い、5,541万7,000円を減額するなど、土木費合計で6,024万8,000円を減額し、土木費の計を11億8,594万7,000円に、消防費は、緊急輸送道路沿道建築物耐震補助金の減などに伴い、3,554万9,000円を減額し、消防費の計を3億7,350万7,000円に、4ページをご覧ください。教育費は、社会教育費で、文化会館管理費の工事請負費の事業費確定などに伴い、2,253万3,000円を減額するなど、教育費合計で3,022万1,000円を減額し、教育費の計を6億5,749万5,000円とし、歳出の合計額を71億4,923万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表継続費補正でございます。次の事業で継続費の変更をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、庁舎建設整備事業で、補正後の額が総額50億8,542万3,000円、年度及び年割額につきましては、令和5年度4億6,369万3,000円、令和6年度3億88万3,000円、令和7年度2,274万7,000円、令和8年度12億7,030万円、令和9年度30億2,780万円に、款8土木費、項4住宅費、事業名、丹三郎水神前地

内分譲地整備事業で、補正後の額が総額 1 億 7,050 万 1,000 円、年度及び年割額につきましては、令和 7 年度 7,402 万 6,000 円、令和 8 年度 9,647 万 5,000 円とするものでございます。

6 ページをご覧ください。第 3 表繰越明許費でございますが、掲載の事業につきましては、事業を実施するための十分な事業期間を確保することが困難なため、翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、竹の平中線道路新設事業、金額が 2,858 万 9,000 円でございます。

以上で、議案第 25 号の説明を終わります。

次に、議案第 26 号のファイルをご覧ください。議案第 26 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,208 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち使用料は、野営場使用料の減に伴い、200 万円を減額し、使用料及び手数料の形を 1,843 万円とし、歳入の合計額を 1 億 8,208 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、利用管理費で、需用費のうち光熱水費、修繕費の減などに伴い、総務費全体で 200 万円を減額し、総務費の計を 1 億 8,158 万 3,000 円とし、歳出の合計額を 1 億 8,208 万 3,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 26 号の説明を終わります。

次に、議案第 27 号のファイルをご覧ください。議案第 27 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,203 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 810 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

都支出金のうち都補助金は、普通交付金などの減に伴い、6,382 万 6,000 円を減額し、都支出金の計を 5 億 307 万 7,000 円とし、歳入の合計額を 7 億 810 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

保険給付費は、療養諸費で、一般被保険者療養給付費見込額などの減に伴い、5,050 万円を減額、高額療養費で、一般被保険者高額療養費の見込額の減に伴い、500 万円を減額するなど、保険給付費の計を4億 7,645 万 1,000 円とし、歳出の合計額を7億 810 万 8,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。

次に、議案第 28 号のファイルをご覧ください。議案第 28 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 511 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,407 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち一般会計繰入金は、額の確定に伴い、768 万 5,000 円を減額し、繰入金の計を1億 2,139 万 4,000 円に、諸収入は183 万 2,000 円を追加し、諸収入の計を1,377 万 2,000 円とし、歳入の合計額を2億 5,407 万 4,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、実績により 776 万 3,000 円を減額し、広域連合納付金の計を2億 3,033 万 6,000 円に、葬祭費は、実績により 155 万円を追加し、葬祭費の計を 675 万円とし、歳出の合計額を2億 5,407 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 28 号の説明を終わります。

次に、議案第 29 号のファイルをご覧ください。議案第 29 号 令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,574 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,944 万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち介護保険料は、実績により 161 万 8,000 円を減額し、保険料の計を1億 6,920 万 2,000 円とし、歳入の合計額を8億 9,944 万円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

保険給付費は、介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費の増に伴い、40 万円を追加、介護予防サービス等諸費で、介護予防住宅改修費の増に伴い、40 万円を追加、

特定入所者介護サービス等費で、特定入所者介護サービス費の減に伴い、100万円を減額、保険給付費の計を8億676万5,000円に、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の減に伴い、132万4,000円を減額し、基金積立金の計を262万1,000円とし、歳出の合計額を8億9,944万円とするものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

以上で、議案第25号から議案第29号までの5会計の補正予算の説明を終わります。今年度最終の補正予算であり、今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行ってくださいをお願いします。

はじめに、議案第25号について歳入及び歳出を一括して各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第25号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号）の内容につきましてご説明いたします。

はじめに、9ページをご覧ください。歳入でございます。

款10 地方交付税1億925万5,000円の増額は、普通交付税の再算定に伴い、基準財政需要額のうち臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費において追加交付があったことなどによるもので、再算定後の令和7年度普通交付税交付額は19億8,305万2,000円となります。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、款12 分担金及び負担金、項01 負担金、目01 民生費負担金208万1,000円の減額は、節01 児童福祉費負担金で、説明欄記載の保育料保護者負担金は、東京都の制度により9月から第1子無償化が実施されたため、236万円を減額するもので、学童保育料保護者負担金は27万9,000円を実績見込みにより増額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次は款13 使用料及び手数料です。項01 使用料、目03 農林水産業使用料81万9,000円の減額は、節02 農林水産施設使用料で、説明欄記載の日原養魚池は、指定管理者の解除の申出が日原保勝会より昨年12月にあったため、次の峰谷養魚池は、昨年夏の豪雨の影響等により養殖魚が大量に死滅し、経営状況が悪化したことに伴い、小河内漁協から養魚池使用料並びに借地料の減免申請があったため、それぞれ減額するものです。

次に、目 04 商工使用料 20 万 7,000 円の減額は、節 01 観光施設使用料で、説明欄記載の大沢国際釣場は、昨年夏の豪雨の影響により営業区域を制限せざるを得ず、経営状況が悪化したことに伴い、指定管理者である株式会社TOKYOトラウトカントリーから使用料及び借地料の減免申請があったため減額し、次のおくたまコミュニティセンターもえぎの湯は、源泉湯量の減少に伴い、昨年 9 月以降、足湯施設を閉鎖しており、その収入影響額として施設使用料 22 万円を減額するもので、次の氷川駐車場及び小丹波駐車場は実績見込みにより増額、或いは減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 05 土木使用料の 581 万 1,000 円の減額は、節 01 住宅使用料で、町営栃久保第 1 住宅 1 世帯、公営栃久保住宅 1 世帯及び公営日向住宅駐車場 1 件の退去・解約に伴い、調定見込額により 209 万 5,000 円減額するもので、町営若者住宅使用料も実績見込みにより減額するものです。次の過年度分 50 万 6,000 円の増額は、19 基分の過年度使用料を計上するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 06 教育使用料、節 04 森林館使用料 8 万 7,000 円の増額は、森林館入館料を実績見込みにより増額するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、款 14 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金 331 万 7,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 01 社会福祉費負担金 15 万 2,000 円の増額及び 10 ページをご覧くださいまして、節 02 児童福祉費負担金 346 万 9,000 円の減額は、説明欄記載の各負担金について交付額確定によりそれぞれ増額、或いは減額するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 03 教育費国庫負担金、節 01 教育総務費負担金 15 万 2,000 円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金を実績により増額するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金、節 01 総務費補助金 2,744 万 8,000 円の減額は、内訳といたしまして、説明欄記載の社会保障・税番号制度補助費（戸籍の振り仮名通知分）は 99 万 1,000 円を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は 2,702 万 7,000 円を、いずれも事業費の確定見込みにより減額するもので、社会保障・税番号制度補助金（戸籍の振り仮名事務補助分）は、戸籍の振り仮名業務に関わる事務補助金について補助金の交付が決定したため、新たに 57 万円を計上するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の目 02 民生費国庫補助金、節 01 社会福祉費補助金 90 万円の増額は、説明欄記載の介護保険事業費補助金は、地域包括支援センターシステ

ム更新の補助金を見込み、節 02 児童福祉費補助金 12 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の補助金を実績見込みによりそれぞれ減額し、妊婦のための支援給付交付金は、子ども・子育て支援交付金で計上していたものを細細節の組替えにより新たに計上するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 04 消防費国庫補助金 672 万 6,000 円の減は、節 01 防災費補助金の内訳といたしまして、説明欄記載の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金につきましては、事業実施の見込みがないため、595 万 4,000 円を皆減するもので、次のページをご覧ください。次の社会資本整備総合交付金（住宅建築物土砂災害対策改修事業）につきましては、補助申請の見込みがないため、77 万 2,000 円を皆減するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、款 15 都支出金、項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金 83 万 4,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 01 社会福祉費負担金 175 万 1,000 円の減額及び節 02 児童福祉費負担金 91 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の各負担金について交付額確定によりそれぞれ増額、或いは減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 03 土木費都負担金の 343 万 8,000 円の減額は、大氷川地区で実施いたしました地籍調査事業に係る補助金の交付額確定によるものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 04 教育費都負担金、節 01 教育総務費負担金 7 万 6,000 円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金を実績により増額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の項 02 都補助金、目 01 総務費都補助金 54 万 5,000 円の増額は、節 03 伐木事業補填収入で、説明欄記載の都水源林交付金の額の確定によるものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の目 02 民生費都補助金 118 万 9,000 円の増額は、節 01 社会福祉費補助金を実績見込みにより減額するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次の節 02 児童福祉費補助金 121 万 9,000 円の増額は、12 ページにかけまして説明欄記載の補助金を実績見込みによりそれぞれ減額し、子ども家庭センター体制強化事業補助金は、とうきょう子育て応援パートナー事業補助金で計上していたものを細細節の組替えにより新たに計上するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の目 03 衛生費都補助金 6 万 3,000 円の増額は、節 01 保健衛生費補助金において実績見込みによりそれぞれ増減するものです。

○観光産業課長（大申 清文君） 次に、目 04 農林水産業費都補助金、節 01 農業費補助

金 22 万 5,000 円の増額は、説明欄記載の農作物獣害防止対策事業費補助金を実績見込みにより増額し、次の節 02 林業費補助金 401 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の搬出困難箇所森林整備事業補助金は実績に基づき、148 万 3,000 円を減額し、次の森林再生事業市町村有林間伐補助金は、今年度、東京都が新たに市町村有林の間伐を補助対象としたことから、補助率 2 分の 1 で 550 万円を新たに計上するものですが、当該補助金に係る事業費歳出は、昨年 9 月の補正予算で計上したところです。

次に、目 05 商工費都補助金、節 01 観光費補助金 730 万 4,000 円の減額は、説明欄記載の各補助金に係る充当事業の額の確定によりそれぞれ減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 06 土木費都補助金の 124 万 8,000 円の減額は、内訳として、節 01 道路橋梁費補助金の 25 万 8,000 円の減額は、町道 3 路線の整備に係る市町村土木費補助金の交付額確定により減額するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次の節 02 住宅費等補助金 99 万円の減額は、内訳として、説明欄記載の空家利活用等区市町村支援事業補助金 461 万円の増額は、空家の改修に係る事業費などが新たに補助対象となり、町が所有する空家の改修工事を行うための調査設計に係る費用に対し補助金を増額するもので、移住・定住促進市町村支援事業補助金及び移住体験住宅整備事業補助金は、実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 07 消防費都補助金は 636 万 5,000 円の減で、節 01 防災費補助金の内訳といたしまして、説明欄記載の特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金につきましては、事業実施の見込みがないため 595 万 4,000 円を皆減するもので、次のページをご覧ください。次の区市町村災害対応力向上支援事業補助金 2 万 5,000 円の減につきましては、事業完了に伴う不用額として減額するもので、次の土砂災害対策改修事業補助金につきましては、補助申請の見込みがないため 38 万 6,000 円を皆減するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 08 教育費都補助金、節 01 教育総務費補助金 60 万 1,000 円の減額は、説明欄記載の事業費の実績により減額し、節 02 社会教育費補助金 101 万 7,000 円の減額は、歩く大会事業費の額確定により減額するものです。

○観光産業課長（大申 清文君） 次に、項 03 都委託金、目 04 農林水産業費委託金、節 02 農林業費委託金 350 万 8,000 円の減額は、説明欄記載のツキノワグマ緊急対策事業委託金について、今年度から事業確定後、翌年度に交付される東京都環境公社からの補助金を活用することとしたことから今年度の委託金を皆減するもので、次の目 05 商工費委託金、節 01 観光費委託金 137 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の委託金を実績見込みによ

りそれぞれ増額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 06 土木費委託金の 75 万 7,000 円の減額は、東京都との契約額の確定により奥多摩周遊道路管理委託金を減額するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 07 教育費委託金、節 01 教育総務費委託金 20 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の給与等支給事務処理特例交付金は増額、教員研修事業費事務処理特例交付金は、実績により減額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、款 16 財産収入、項 01 財産運用収入、目 01 財産貸付収入 17 万 4,000 円の増額は、節 01 貸地料で、説明欄記載の定住対策用地の貸地料を実績見込みにより増額し、14 ページをお願いいたします。次の項 02 財産売却収入、目 01 不動産売却収入 2,697 万 7,000 円の減額は、節 01 土地売却収入で、川井松葉地内の分譲地販売の実績見込みなどにより減額するものです。

次に、款 17、項 01 寄附金、目 01 一般寄附金は 3,495 万 8,000 円増額し、一般財団法人氷川保全会の解散に伴う残余財産として 2,702 万 5,765 円のご寄附をいただいたもののほか、令和 7 年度中にいただきました一般寄附金を実績により計上するものです。

次に、款 18 繰入金、項 02 基金繰入金では、目 05 観光施設等整備基金繰入金 573 万 9,000 円及び目 08 社会福祉基金繰入金 29 万 6,000 円の皆増は、両基金に積み立てていた令和 6 年度のふるさと納税寄附金を説明欄記載の各事業へ充当し、活用するものです。

その他の目 01 財政調整基金繰入金から目 03 公共施設整備基金繰入金及び目 07 防災減災基金繰入金につきましては、財源不足や事業充当等を目的として、それぞれの基金から取崩しをしていたものを財源調整や事業の実績見込みなどにより戻入れを行うものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 15 ページをご覧ください。次に、款 20 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 森林再生事業受託収入 375 万 6,000 円の減額及び目 02 水の浸透を高める枝打ち事業受託収入 700 万円減額は、いずれも当該事業の実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

次に、項 05 雑入、目 02、節 01 実費徴収金 39 万 2,000 円の減額は、説明欄記載のうち、筋力向上トレーニング施設事業実費、3 行下の町営若者住宅等共益費及び接客施設電気料等（丹縄亭）は、実績に見込みにより減額、或いは増額するもので、2 行目の峰谷養魚池及び 3 行目の大沢国際釣場の借地料は、款 13 使用料及び手数料でご説明いたしましたとおり、昨年夏の豪雨の影響を受け、小河内漁協及び T O K Y O トラウトカントリーから減免申請があったことからそれぞれ減額するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 06 東京都市長会助成金 261 万 8,000 円の皆増は、

節 02 多摩・島しょ行政のデジタル化推進事業助成金として新たに計上するものですが、充当先事業は、説明欄記載の子育て移住定住サイトリニューアル業務委託ほか計 3 事業の既に予算化された各事業で、デジタル技術の活用による業務改革への支援として助成されるものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の目 07 新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金 1,188 万 5,000 円の減額は、助成金の廃止に伴い、減額するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 08 地方公共団体情報システム機構補助金 1,977 万 5,000 円の減額は、説明欄記載のデジタル基盤改革支援補助金について実績見込みにより減額するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 09 雑入 3 万 1,000 円の減額は、水と緑のふれあい館太陽光余剰電力売払収入を実績見込みにより減額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 続きまして、16 ページからは歳出予算に入りますが、その前に人件費につきまして総括的に説明させていただきます。大変恐れ入りますが、56 ページの給与費明細書をご覧ください。

人件費は、各事業の補正予算のうち、節 01 報酬、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費に係るもので、これらの人件費につきましては、この給与費明細書によりご説明させていただきます。

56 ページは特別職についての表となります。この表で上段の区分欄を右側に進んでいただき、共済費では、下側の比較欄における長等で、所要の調整により 1 万 4,000 円の増額を行い、この特別職の表の合計では 1 万 4,000 円の増額補正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。一般職における総括表となりますが、この表では実績見込み及び所要の調整等により補正を行うものでございます。上段の表におきましては括弧内の短時間勤務職員数を 3 人減とし、給与費の報酬で 391 万 9,000 円、給料で 654 万 7,000 円、職員手当で 323 万 7,000 円の減額をそれぞれ行い、給与費計で 1,370 万 3,000 円の減額とし、共済費で 6 万 2,000 円の減額を行い、合計で 1,376 万 5,000 円の減額補正を行うものでございます。

なお、職員手当については下段の内訳表におきまして記載のとおり、地域手当をはじめとする各区分で増額、或いは減額するものでございます。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員以外の職員についての表でございます。総括表でご説明いたしました給与費欄のうち、ここでは給料で 31 万 7,000 円、職員手当

で 98 万円の増額を行い、給与費計で 129 万 7,000 円を増額し、共済費で 5 万 8,000 円の増額を行い、合計で 135 万 5,000 円の増額補正を行うものでございますが、職員手当につきましては、下段の内訳表に記載のとおり、各部署に配置されている職員の勤務状況等に応じて超過勤務手当見込分を含め、各区分で増額するものでございます。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員についての表でございます。こちらでは短時間勤務職員数を 3 人減とし、報酬で 391 万 9,000 円、給料で 686 万 4,000 円、職員手当で 421 万 7,000 円をそれぞれ減額し、給与費計で 1,500 万円の減額とし、共済費で 12 万円の減額を行い、合計で 1,512 万円を減額するものでございますが、職員手当につきましては下段の内訳表に記載のとおり、各部署に配置されている会計年度任用職員の勤務状況等に応じて所要の調整を行うものです。

以上で、人件費に係る給与費明細書の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、16 ページにお戻りください。

○議会事務局長（原島 保君） それでは、歳出となります。

款 01 議会費、項 01 議会費、目 01 議会費、事業（01）議会事務局費では、節 08 旅費 4 万円を不用額とし、事業（02）議会運営費では、節 08 旅費から節 18 負担金・補助及び交付金まで、実績見込みにより 69 万 2,000 円を減額するものです。

以上で、款 01 議会費の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は 177 万 5,000 円の増で、次のページをご覧ください、（01）一般管理費は 97 万 5,000 円の増で、節 01 報酬から節 04 共済費までは人件費について所要の調整を行うものであり、次の節 18 負担金・補助及び交付金 20 万円の皆増は、令和 7 年 10 月の台風 22 号及び 23 号により被害のあった八丈町及び青ヶ島村に対して東京都町村会を通じて見舞金を支出するものです。

次の（04）庁舎管理費 80 万円の増は、節 10 需用費において実績見込み等により光熱水費を増額するものです。

次の目 02、（01）文書管理費 86 万円の増は、節 10 需用費において、文書管理用のファイリングホルダー等を購入するため 80 万円を増額し、次の節 17 備品購入費 6 万円の増は、本定例会第 1 日にご決定をいただきました議案第 17 号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例に伴い、新たな課長印等が必要となるため増額補正をさせていただくものです。

○会計管理者（岡野 敏行君） 次の目 05、事業（01）会計管理費 31 万 7,000 円の増額

は、節 11 役務費で、口座振込手数料を実績及び見込みにより増額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、目 07 企画費は 349 万 1,000 円の減額となります。18 ページをお願いいたします。事業（01）企画費 333 万 8,000 円の減額は、節 04 共済費は、人件費の調整によるもので、次の節 18 負担金・補助及び交付金 336 万 8,000 円の減額は、説明欄記載のバス路線維持対策費補助金の額の確定に伴い、340 万円を減額するものと西多摩地域広域行政圏協議会負担金の一部改定に伴い、3 万 2,000 円を増額するものです。

なお、令和 7 年度のバス路線維持対策費補助金は 6,257 万 3,247 円となり、前年度比で約 555 万円の減額となります。

次の事業（03）庁舎建設整備事業費 25 万 3,000 円の減額は、節 12 委託料及び節 13 使用料及び賃借料で、事業費確定により不用額として整理するものです。

次の事業（04）大学連携事業費 10 万円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の多機能型地域活性化拠点 AUBA に換気扇を設置するため、新たに工事費を計上するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 08 電子計算費 3,503 万 6,000 円の減は、（01）電子計算管理費において 442 万 1,000 円を減額しますが、内訳といたしまして、節 11 役務費において、科目存置しておりました機器設定作業料 11 万円の支出が見込まれないため皆減し、次の節 13 使用料及び賃借料では、住民情報系システムクラウド利用料の実績見込みにより 431 万 1,000 円を減額するものです。

次のページをご覧ください。次の（02）電子計算開発費 3,061 万 5,000 円の減は、節 12 委託料において、説明欄記載の各委託事業について実績見込みにより減額するものです。

次の（03）デジタル推進費は、財源組替えによるものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、目 09 地域振興費、事業（03）集落支援活動事業費 100 万円の減額は、節 10 需用費から節 17 備品購入費まで、実績見込みにより減額するものです。

次の目 10 基金運用費 3,451 万 8,000 円の増額は、内訳として、事業（01）財政調整基金費 2,702 万 6,000 円の増額は、歳入でご説明いたしました款 17 寄附金のうち、氷川保全会からの寄附金額を後年度での活用を見据えて財政調整基金へ積立てを行うものです。

次の事業（02）減債基金費 831 万 1,000 円の増額は、歳入でご説明いたしました普通交付税の追加交付に当たり、令和 8 年度、令和 9 年度分の臨時財政対策債償還金基金費が追

加算定され、臨時財政対策債の償還費として、それぞれの年度の償還に活用するため、当該金額を基金に積み立てるものです。

20 ページをお願いいたします。事業（03）公共施設整備基金費 81 万 9,000 円の減額は、説明欄記載の原資となります農林水産施設使用料の減額に伴い、公共施設整備基金への積立てを減額するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 11 車両費、（01）車両管理費 8 万 2,000 円の増は、節 17 備品購入費及び節 26 公課費において、それぞれ説明欄の記載の内容について増額するものです。

次の目 13、（01）防犯対策費 200 万円の減は、節 18 負担金・補助及び交付金において、説明欄記載の防犯カメラ等購入緊急補助事業の申請状況等を見込み減額するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 02 徴税費、目 02、事業（01）賦課徴収費 100 万 1,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 10 需用費 50 万円の減額は、実績見込みにより印刷製本費を減額するもの、節 12 委託料 50 万 1,000 円の減額は、説明欄記載の公図管理システム地籍図登録業務委託の契約額確定によるものです。

21 ページをご覧ください。次に、項 03、目 01、事業（01）戸籍住民基本台帳費 236 万 6,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 10 需用費 39 万円の減額は、実績見込みにより消耗品を減額するもの、節 11 役務費 122 万 5,000 円の減額及び節 12 委託料 68 万 1,000 円の減額は、いずれも戸籍の振り仮名通知に関わる事業費の確定により不用額とするもので、財源につきましては、歳入の国庫支出金でご説明いたしました社会保障・税番号制度補助金です。節 13 使用料及び賃借料 7 万円の減額は、実績見込みによりコピー機の使用料を減額するものです。

○議会事務局長（原島 保君） 次に、項 06 監査委員費、目 01 監査委員費、事業（01）監査委員費において節 03 職員手当等 6 万円の増額は人件費の調整で、節 08 旅費につきましては、実績見込みにより 3 万円を減額するものです。

以上で、款 02 総務費を終わります。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 03 民生費です。22 ページをご覧ください。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業（02）社会福祉委員費は、増減はなく、財源組替えによるもので、次の事業（06）社会福祉協議会補助事業費は、実績見込みにより不用額とするものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次の事業（16）国民健康保険事業費 81 万 2,000 円の増額は、内訳といたしまして、節 01 報酬 7 万 8,000 円の減額及び節 08 旅費 3,000 円の減額は、

国保運営協議会に関わる事業費が確定したため不用額とするもの、節 27 繰出金 89 万 3,000 円の増額は、交付額確定に伴い、説明欄記載の各繰出金についてそれぞれ増額、或いは減額するもので、詳細は国民健康保険特別会計でご説明いたします。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の事業（18）住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業費から 23 ページにかけまして事業（21）定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業費については、事業が完了したことから不用額とするものです。

24 ページをご覧ください。次に、目 02 老人福祉費、事業（01）高齢者福祉地域支援事業費から 25 ページ、事業（17）介護保険サービス等在宅低所得者利用負担助成事業費まで、説明欄記載のとおり、各事業に係る費用について実績見込みにより、それぞれ減額するもので、次の事業（20）介護保険事業費及び事業（21）後期高齢者医療事業費は、いずれも節 27 繰出金を実績見込みにより説明欄記載のとおり増減するもので、詳細はそれぞれ介護保険会計及び後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

26 ページをご覧ください。次の事業（23）筋力向上トレーニング施設事業費及び事業（24）長寿ふれあい食堂推進事業費は、実績見込みにより減額するものです。

次の事業（25）認知症地域支援推進事業費 12 万 1,000 円の増額は、主に節 12 委託料で、説明欄記載の認知症支援拠点運営委託費で 35 万円増額し、内容は、棚沢「来るつく～」運営に関わる委託料で、新たに常磐地区で毎月 2 回開催したことから増額するものです。その他の節については実績見込みにより増減するものです。

次に、目 03 心身障害者福祉費、27 ページをご覧ください。事業（03）在宅心身障害者福祉手当給付事業費から事業（17）障害者地域活動支援センター事業費まで実績見込みにより増減するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、事業（10）少子化対策事業費 265 万 8,000 円の減額は、説明欄記載の保育園保育料助成事業を第 1 子無償化により減額するもので、28 ページをお願いします。事業（11）出産子育て・ママパパ応援事業費 112 万 8,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料で、国・都補助金の交付額決定により新たに計上し、返還するものです。

なお、民生費及び衛生費における国・都補助事業に係る返還金は、前年度の補助金・負担金の交付額の確定に伴い、当初申請に対し実績が下回り、補助金の受入済額が多い場合、その超過した分を返還金として新たに計上し、返還するものであり、複数にわたることから、以降は補正額等の説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の事業（13）地域交流拠点整備助成事業費 30 万 2,000 円の減額及び事業（14）子育て世帯臨時給付金事業費 84 万 8,000 円の減額は、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより減額するもので、事業（15）物価高対応子育て応援手当事業費 95 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の物価高対応子育て応援手当システム改修委託の皆減によるものです。

次に、目 02 児童措置費、事業（01）保育所措置費 1,488 万 8,000 円の増額は、内訳といたしまして、節 12 委託料 2,057 万 7,000 円の増額は、国の公定価格の増額に伴う保育士等の人件費の増額などによるもので、29 ページをお願いします。節 18 負担金・補助及び交付金 570 万 8,000 円の減額は、それぞれ説明欄記載の補助金を実績見込みにより減額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するもので、次の事業（02）児童手当費 929 万 5,000 円の減額及び事業（03）児童育成手当費 191 万 9,000 円の減額は、それぞれ説明欄記載の手当について実績見込みにより減額するものです。

次に、目 03 児童健全育成事業費 3 万円の減額は、事業（01）放課後居場所づくり事業費において節 07 報償費を実績により不用額とするものです。

次に、目 04 子ども家庭支援センター事業費です。30 ページをご覧ください。事業（01）子ども家庭支援センター事業費 304 万円の増額は、内訳として、節 02 給料 2 万円の増額及び節 03 職員手当等 26 万 6,000 円の減額は、人件費の調整によるもので、節 07 報償費 6 万 5,000 円の減額及び節 12 委託料 7 万 4,000 円の減額は、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより減額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（02）ファミリー・サポート・センター事業費 116 万 2,000 円の減額及び事業（03）病後児預かり事業費 4 万円の減額は、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより減額するものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

○議長（澤本 幹男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開とします。

午前 10 時 58 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 31 ページからとなります。次に、款 04 衛生費、項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、事業（01）保健衛生総務費は、人件費の調整及び節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（02）保健福祉センター管理費 65 万 8,000 円の増額は、節 10 需用費を実績見込みにより増額し、次の事業（03）古里診療所事業費 62 万 7,000 円の減額は、節 17 備品購入費で、低周波治療器の契約額の確定により不用額とし、次の事業（05）休日急病診療事業費 20 万 7,000 円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の休日準夜診療委託費を実績見込みにより増額し、次の事業（08）骨髄移植ドナー支援事業費の増額は、返還金を新たに計上するもので、32 ページをご覧ください。目 02 予防費、事業（01）健康づくり推進事業費の増額は、返還金を新たに計上するもので、次の事業（02）感染症予防対策事業費及び事業（03）定期予防接種事業費の減額は、節 12 委託料において、説明欄記載の予防接種委託費について接種見込み数を減額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上し、次の事業（07）健康増進法保健事業費から 33 ページにかけて事業（13）心の健康対策事業費まで、それぞれ説明欄記載のとおり、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次に、目 03 母子保健事業費、事業（02）妊婦健康診査事業費及び事業（06）3 歳児健康診査事業費、節 10 需用費、消耗品費の増額は、受診票の様式変更に伴い、新たに購入するもので、事業（10）乳幼児歯科相談・歯科健診事業費は、節 22 償還金・利子及び割引料で、返還金を新たに計上するものです。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 次に、目 04 環境衛生費 1 万 2,000 円の減額は、事業（01）環境衛生総務費において、節 03 職員手当等については、職員人件費の調整によるもので、次をご覧ください。事業（02）環境対策事業費の節 07 報償費は、環境保全員を廃止したため不用額とするものです。

次に、項 02 清掃費、目 02 塵芥処理費 160 万 4,000 円の減額は、事業（01）ごみ処理事業費において、節 12 委託料は、説明欄記載の委託において実績及び見込みから増減するもので、次の節 14 工事請負費では、クリーンセンターのトイレ洋式化工事が完了したことにより減額するものです。

次に、目 03 し尿処理費、事業（01）し尿処理事業費 967 万 2,000 円の減額は、し尿くみ取り業務委託料が確定したことなどから減額するものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業（01）農業推進協議会費 35 万 5,000 円の増額は、人件費の調整のほか、節 10 需用費は、実績見込みにより消耗品費を減額するものです。

次に、目 02 農業総務費 51 万 5,000 円の増額は、内訳として 35 ページをご覧ください。事業（02）農作物有害鳥獣対策事業費 178 万 9,000 円の増額は、内訳として、節 01 報酬は、会計年度任用職員の人件費の調整によるもの、節 08 旅費は、緊急捕獲への職員の随行がなかったため皆減するもので、節 11 役務費は、実績見込みにより保険料を減額し、節 12 委託料は、説明欄記載のツキノワグマ緊急対策事業委託について猟友会によるクマ対策パトロール追い払い檻確認駆除のほか、誘引物除去、柿・栗の伐採や緩衝帯整備、草刈りの実績により増額するもので、節 18 負担金・補助及び交付金は、ワサビ田防護ネット設置事業の完了に伴い、不用額を減額するものです。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 次に、事業（03）簡易給水施設管理費 111 万 1,000 円の減額は、節 14 工事請負費において、安寺沢簡易給水施設水源表流水取水装置設置工事が完了したため、不用額とするものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次の事業（04）山村地域農林業振興事業費 16 万 3,000 円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、ワサビ田用モノレール設置事業の完了に伴い、不用額を減額するものです。

次に、目 03 農業振興費 57 万 8,000 円の増額は、内訳として、事業（02）町農林業等振興事業費、節 01 報酬から 36 ページをご覧ください。次の事業（03）体験農園管理運営事業費、節 03 職員手当等までは、人件費の調整で、節 12 委託料の滞在型ラウベハウスクリーニング業務委託は、当初の見込みより利用者の入替えが多いことから、33 万 7,000 円を増額するものです。

次に、項 02 林業費、目 01 林業総務費 303 万 6,000 円の増額は、内訳として、事業（01）林業総務費は、人件費の調整によるものです。

次に、事業（03）森林環境整備基金費において森林環境譲与税の充当を予定していた事業費の減額等に伴い、差額を基金に積み立てるものです。

次に、目 02 林業振興費、事業（02）林業構造改善事業費 6 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の協議会の今年度分の開催が終了したことに伴い、節 01 報酬及び節 08 旅費を減額するものです。

次に、目 03 森林費 1,278 万円の減額は、内訳として、37 ページをご覧ください。事業

(01) 森林保全・活用総務費 45 万円の増額は、説明欄記載のとおり、実績見込みにより増額、或いは減額するもので、次の事業 (02) 多摩の森林再生事業費 387 万 6,000 円の減額は、節 03 職員手当等は、人件費の調整で、節 12 委託料は、森林間伐作業委託の実績見込みにより 400 万円減額するもので、次の事業 (04) 水の浸透を高める枝打ち事業費 700 万円の減額は、当該作業委託の実績見込みにより減額するもので、次の事業 (06) 木質バイオマス推進事業費 14 万 9,000 円の減額は、節 12 委託料で、説明欄記載の各業務委託を実績見込みによりそれぞれ減額するもので、次の事業 (07) 森林環境整備事業費 35 万 2,000 円の減額は、節 11 役務費で、郵券代を見込みより減額し、38 ページをご覧ください。節 18 負担金・補助及び交付金 34 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の各負担金を実績によりそれぞれ減額するもので、次の事業 (08) 搬出困難箇所森林整備事業費 185 万 3,000 円の減額は、当該事業の作業委託の完了に伴い、不用額とするものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費は 26 万 7,000 円の減額で、節 12 委託料の額の確定により不用額を整理するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、項 03 水産業費、目 01 水産業総務費 814 万 4,000 円の減額は、内訳として、事業 (01) 水産業総務費 788 万 6,000 円の減額は、節 02 給料から 39 ページにかけて節 18 負担金・補助及び交付金まで、主に地域おこし協力隊の昨年 7 月以降の欠員に伴い、当該人件費の調整によるほか、隊員の活動に係る経費を説明欄記載のとおり、いずれも減額、または皆減するものです。

次の事業 (02) 内水面漁場環境活用施設整備事業費 25 万 8,000 円の減額は、当該整備事業費の都補助を活用した委託事業及び工事の完了に伴い、それぞれ不用額とするものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 01 商工費、目 01 商工総務費 110 万円の増額は、内訳として、40 ページをご覧ください。事業 (02) 商工振興費 40 万円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、商店街振興補助金を実績により不用額とするもので、次の事業 (03) 小口事業資金融資事業費 150 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の利子補給金を実績見込みにより増額するものです。

次に、項 02 観光費、目 01 観光総務費 389 万 9,000 円の減額は、内訳として、事業 (01) 観光総務費 143 万 9,000 円の減額は、節 12 委託料は、日本鍾乳洞サミット in 奥多摩関連事業の完了に伴う不用額として整理し、節 17 備品購入費は、小河内振興財団配置の地域おこし協力隊使用のパソコン購入後の残額を不用額とするもので、節 18 負担

金・補助及び交付金について、説明欄記載の小河内振興財団補助金は、同財団から要望を受け、今年度の財団会計の収支見込みの状況から補助金を300万円増額、次の多摩川流域郷土芸能フェスティバル負担金は、事業完了に伴い、3万9,000円を減額、次の企業派遣型地域活性化起業人派遣元企業負担金は、当初予算においては昨年4月から通年の派遣を見込んでいたものの、昨年11月からの派遣となったことから、10月までの7か月分相当額310万円を減額し、家賃負担金は地域おこし協力隊の家賃負担を実績により減額するものです。

次の事業(04)花の里づくり事業費及び41ページの事業(05)日照確保対策事業費は、今年度の申請がなかったことから、それぞれ皆減するものです。

次に、目02観光施設費597万6,000円の減額は、内訳として、事業(01)観光施設維持管理費100万7,000円の減は、節11役務費で、説明欄記載の汲取料を減額し、次の節12委託料では、説明欄記載の再生可能エネルギーPR館観光案内等業務委託は、エコつと白丸会館実績及び単価の見直しを受け増額し、そのほか4行の業務委託は事業完了に伴い、実績によりそれぞれ減額するもので、次の事業(02)観光施設整備事業費565万円の減額は、節12委託料は、景観伐採委託を、次の節14工事請負費は、川井キャンプ場シャワールーム設置工事をそれぞれ額確定により不用額とし、次の節21補償・補填及び賠償金は、立木補償費を事業費確定により不用額として整理するものです。

次の事業(03)五十人平野営場維持管理費68万1,000円の増額は、節12委託料で、説明欄記載の業務委託を実績により増額するものです。

以上で、款07商工費の説明を終わります。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、42ページをお願いいたします。款08土木費です。項01土木管理費、目01土木総務費232万6,000円の減額は、内訳として、事業(02)奥多摩周遊道路管理費及び事業(05)道路台帳整備事業費は、契約額の確定により不用額を整理するもので、次の事業(07)地籍調査事業費につきましても業務委託の契約額確定に伴い、不用額とするものです。

次に、項02道路橋梁費、目01、事業(01)道路維持費68万8,000円の減額は、節12委託料で、契約額の確定によるものです。

次の目02道路新設改良費は181万7,000円を減額するもので、内訳として、事業(01)都補助道路新設改良事業費は、節16公有財産購入費で、用地買収費の確定に伴い、51万7,000円を不用額とするものです。

次の43ページをお願いします。事業(02)町単独道路新設改良事業費は、節14工事請

負費で、不用額を整理するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費 5,541 万 7,000 円の減額は、内訳として、事業（01）若者定住推進事業費 5,671 万 7,000 円の減額は、節 10 需用費及び節 11 役務費では、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより減額し、節 12 委託料では、説明欄記載の各委託業務について実績及び見込みから 813 万 2,000 円を減額し、節 14 工事請負費では、説明欄記載の丹三郎水神前地内分譲地造成工事及び定住対策用地（大丹波南平）造成工事について実績により 4,605 万 6,000 円を減額するものです。

44 ページをご覧ください。次の事業（02）町営・公営住宅管理費は、財源組替えのため、予算の増減はございません。

次に、事業（03）町営若者住宅管理費 130 万円の増額は、節 10 需用費において、光熱水費を実績見込みにより 27 万円増額し、節 14 工事請負費において、町営若者住宅除ヶ野の修繕工事を行うため、町営若者住宅維持補修工事を 103 万円増額するものです。

次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費事業、事業（01）下水道事業費につきましては、財源組替えのため、予算の増減はございません。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 09 消防費です。項 01 消防費、目 02 非常備消防費、（02）消防団費 1 万円の増は、説明欄記載の自賠償保険料を増額補正するもので、次の目 03 消防施設費、（01）消防施設維持管理費 225 万円の増は、実績見込みにより、説明欄記載の消火栓維持管理負担金を増額するものです。

次の目 04 防災費は 3,780 万 9,000 円の減で、次のページをご覧くださいまして、節 01 報酬及び節 08 旅費は、説明欄記載の会議等について開催を要しなかったため、それぞれ皆減するもので、次の節 11 役務費 3,000 円の皆増は、昨年、町、奥多摩ドローン協会及び拝島自動車教習所との 3 者間で締結した協定に伴い、寄贈されたドローンについて説明欄記載のドローンの登録に要する費用を計上するものです。

次の節 18 負担金・補助及び交付金 3,752 万 5,000 円の減は、内訳といたしまして、説明欄記載の緊急輸送道路沿道建築物等耐震補助金 3,352 万 5,000 円は、申請予定者側において今年度の申請が困難と見込まれるため、皆減するものですが、令和 8 年度において改めて申請を行う意向であり、予算につきましても令和 8 年度当初予算にて計上させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

次の住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 400 万円の減は、今年度申請がない見込みで

あることから皆減するものです。

以上で、消防費の説明を終わります。

○教育課長（清水 俊雄君） 次は款 10 教育費です。項 01 教育総務費、目 01 教育委員会費 2 万 7,000 円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の負担金を実績により減額するものです。

目 02 事務局費は、財源組替えによるもので、増減はございません。

次ページをお願いします。目 03 教育指導費、事業（01）教育指導費 459 万 4,000 円の減額は、節 01 報酬、節 03 職員手当は、所要額の調整により、節 07 報償費は、講師謝礼を、節 08 旅費は、委員、会計年度任用職員の費用弁償実績により、節 12 委託料は、教職員健康診断委託料の不用額、節 13 使用料は、不用額を減額するものです。

次ページをお願いします。事業（02）教員研修事業費 7 万 5,000 円の減額は、節 01 報償費、講師謝礼、節 10 需用費は、実績により減額、事業（03）幼稚園等補助事業費 33 万円の増額は、児童措置費の実績により増額するものです。

次の項 02 小学校費、目 01 学校管理費、事業（01）小学校管理費 6 万円の増額は、節 12 委託料は、学校管理補助、宿直、日直の委託料を増額、事業（02）古里小学校管理費 5 万 6,000 円の増額は、節 11 役務費は郵券代、節 13 使用料及び賃借料は、複写機使用料を実績見込みにより増額。

事業（03）氷川小学校管理費 6 万 9,000 円の増額は、節 11 役務費は郵券代、節 13 使用料及び賃借料は、複写機の使用料を実績見込みにより増額するものです。

次ページをお願いします。目 02 教育振興費、事業（01）小学校教育振興費 1 万 6,000 円の減額は、節 11 役務費は、電話回線使用料の増、火災保険料等は損害保険料の不用額を実績により減額。

事業（02）準要保護等児童就学援助事業費 8 万 2,000 円の増額は、節 19 扶助費は、就学援助費の実績により増額するものです。

次の項 03 中学校費、目 01 学校管理費、事業（01）中学校管理費 109 万 7,000 円の減額は、節 13 使用料及び賃借料は、ネットワーク機器が 9 月からの使用となったため、4 月から 8 月までの分を不用額として減額。

事業（02）奥多摩中学校管理費 21 万円の増額は、節 10 需用費は電気料、節 11 役務費は郵券代、節 13 使用料及び賃借料は、複写機を実績見込みにより増額するものです。

目 02 教育振興費、次ページをお願いします。事業（02）準要保護等児童就学援助費 8 万円の減額は、節 19 扶助費は、実績により不用額を減額するものです。

目 03 学校建設費、事業（01）中学校建設事業費 131 万 6,000 円の減額は、節 12 委託料は、立木伐採枝打ち作業委託の額確定により不用額を減額するものです。

次の項 04 給食費、目 01 給食管理費 208 万 8,000 円の減額は、節 01 報償費から節 08 旅費は、説明欄記載の実績見込みによりそれぞれ減額、節 10 需用費は、燃料費を実績見込みにより増額するものです。

次ページをお願いします。次の項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費、事業（01）社会教育総務費 30 万 2,000 円の減額は、節 07 報償費は、説明欄記載の実績により、節 08 旅費は、実績により不用額を、節 10 需用費は、二十歳を祝う会の不用額を、節 12 委託料は、横断幕作成委託料を減額。

事業（02）教育文化振興事業費 375 万 5,000 円の減額は、節 10 需用費、節 18 負担金・補助及び交付金は、海外派遣事業の額確定、海外受入れ事業は実施がなく、不用額を減額するものです。

次ページをお願いします。事業（03）文化会館管理費 1,175 万 4,000 円の減額は、節 14 工事請負費で、外壁改修工事の額確定により不用額を減額するものです。

目 02 青少年対策費 168 万 8,000 円の減額は、節 01 報酬は、青少年問題連絡協議会委員報酬、節 10 需用費から、節 13 使用料及び賃借料は、実績により減額、節 14 工事請負費は、不用額を減額するものです。

目 03、（01）文化財保護事業費 140 万 1,000 円の減額は、節 01 から、次ページをお願いします。節 04 共済費は、所要額の調整により、節 12 委託料は、説明欄記載の実績により不用額を減額。

目 04 水と緑のふれあい館事業費 366 万円の減額は、節 07 報償費から節 11 役務費は、説明欄記載の実績見込みにより、節 12 委託料は、館内案内業務委託を実績により、節 13 使用料及び賃借料は、複写機の使用料を実績により減額するものです。

次ページをお願いします。目 06 美術館費、節 07 報償費は、絵画等借用謝礼を、節 10 需用費、印刷製本費は実績で減額、光熱水費は電気料を増額するものです。

目 07 森林館費、節 08 旅費は、説明欄記載により減額するものです。

次の項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費 24 万円の減額は、節 07 報償費から節 10 需用費は、説明欄記載の実績により減額、次ページをお願いします。節 12 委託料は、歩く大会運営委託の額確定に伴う不用額、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の負担金をそれぞれ実績により減額するものです。

目 02 体育施設費、事業（02）社会体育施設維持管理費 55 万 3,000 円の増額、事業

(03) 総合運動場維持管理費 48 万 5,000 円の増額は、節 10 需用費は、光熱費で電気料金を実績見込みで増額するものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、款 13 諸支出金、項 01、目 01、定住促進基金費 17 万 4,000 円の増額は、若者定住対策用地の貸地料の増額などにより繰出金を増額するものです。

次の款 14 予備費 101 万 1,000 円の減額は、財源調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、60 ページをご覧ください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

この調書につきましては、5 ページ、第 2 表にございます継続費の補正を反映したもので、年度別の支出額や進行状況等を表しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第 25 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わります。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、議案第 25 号の説明は終わりました。

次に、議案第 26 号についての説明を求めます。自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（新島 和貴君） 続きまして、議案第 26 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明を申し上げます。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 野営場使用料、節 01 野営場使用料 200 万円の減額は、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 一般管理費、目 01 一般管理費、事業（01）一般管理費、節 02 給与 9 万円の増額は、一般給与表の 2 表の改定に伴い、増額するものでございます。

次に、項 02 利用管理費、目 01 利用管理費、事業（01）利用管理費の節 10 需用費 139 万円の減額は、実績見込みにより説明欄記載の消耗品費を 100 万円増額、光熱水費を 139 万円減額、修繕費を 100 万円減額するものでございます。次の節 12 委託料 70 万円の減額は、説明欄記載の山のふるさと村イベント委託料を実績により減額するものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。8 ページからは給与表の明細書でございますが、先程事業（01）利用管理費でご説明いたしました人件費の内容を詳細な表にまとめたもの

ですので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 26 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、議案第 26 号の説明は終わりました。

次に、議案第 27 号及び議案第 28 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） それでは、議案第 27 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 03、節 01 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 3 万 6,000 円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報に関わる補助金の交付が決定したため、新たに計上するものです。

次に、款 03 都支出金、項 01 都補助金、目 01 保険給付費等交付金 6,149 万 8,000 円の減額は、保険給付費の実績見込みによるもので、内訳といたしまして、節 01 普通交付金が 5,550 万円、節 02 特別交付金が 599 万 8,000 円の減額となります。

次に、目 02、節 01 都補助金 232 万 8,000 円の減額は、交付額確定によるものです。

次に、款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 89 万 3,000 円の増額は、節 01 保険基盤安定繰入金から節 04 出産育児一時金繰入金について、交付額確定により説明欄記載の各繰入金をそれぞれ増額、或いは減額するものです。

次に、款 07 諸収入、項 02、目 01 預金利子 3 万 9,000 円の増額は、実績見込みにより増額するものです。

7 ページをご覧ください。次に、項 03 雑入、目 02、節 01 一般被保険者返納金 82 万 5,000 円の増額は、実績見込みにより不正不当利得徴収金・返納金を増額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01、事業（01）一般管理費 94 万円の減額は、節 08 旅費から節 17 備品購入費において、実績見込みにより説明欄記載の内容をそれぞれ減額するものです。

次に、款 02 保険給付費、項 01 療養諸費、目 01、事業（01）一般被保険者療養給付費 5,000 万円の減額。

次の目 02、事業（01）一般被保険者療養費 50 万円の減額。

9 ページをご覧くださいまして、次の項 02 高額療養費、目 01、事業（01）一般被保険者高額療養費 500 万円の減額及び次の項 04 出産育児諸費、目 01、事業（01）出産育児一

時金 100 万円の減額は、いずれも節 18 負担金・補助及び交付金において実績見込みにより減額するものです。

次に、款 05 保健事業費、項 01、目 01、事業（01）特定健康診査等事業費 221 万 7,000 円の減額及び次の項 02、目 01、事業（01）保健事業費 236 万円の減額は、いずれも節 12 委託料において説明欄記載の内容をそれぞれ減額するものです。

10 ページをご覧ください。次に、目 02、事業（01）保健衛生普及費 4 万円の減額は、節 11 役務費において実績見込みにより医療費通知郵券代を減額するものです。

次に、款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02、事業（01）償還金 2 万 4,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料において、国都支出金及び療養給付費交付金返還金を増額するものです。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。

次に、議案第 28 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 01 保険料、項 01、目 01 後期高齢者医療保険料 43 万 8,000 円の増額は、実績見込みにより計上するもので、内訳といたしまして、節 01 現年度分特別徴収保険料が 156 万 5,000 円の減額、節 02 現年度分普通徴収保険料が 200 万 3,000 円の増額となります。

次に、款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 高齢者医療制度事業費補助金 30 万 5,000 円の増額は、節 01 長寿健康増進事業費補助金から節 05 マイナ保険証推進等事務補助金について、実績見込みによりそれぞれ記載額を増額、或いは減額するものです。

次に、款 03 繰入金、項 01、目 01 一般会計繰入金 768 万 5,000 円の減額は、節 01 療養給付費繰入金から 7 ページをご覧くださいまして、節 06 葬祭費繰入金について、広域連合からの通知に基づき、それぞれ記載額を増額、或いは減額するものです。

次に、款 05 諸収入、項 03、目 01 預金利子 4 万 6,000 円の増額は、実績見込みにより増額するものです。

次に、項 04 受託事業収入、目 01 健康診査受託事業収入 23 万 6,000 円の増額、次の目 02 葬祭費支給事業受託事業収入 155 万円の増額は、それぞれ説明欄記載の事業受託金について実績見込みにより増額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01、事業（01）一般管理費 6 万 6,000 円の減額は、節 10 需用費について、実績見込みにより消耗品を減額するものです。

次に、款 02、項 01 広域連合納付金、目 01、事業（01）広域連合分賦金 776 万 3,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 18 負担金・補助及び交付金 791 万 5,000 円の減額は、広域連合からの通知に基づき、説明欄記載の各負担金をそれぞれ増額、或いは減額するもの、節 22 償還金・利子及び割引料 15 万 2,000 円の増額は、保険料還付未済時効分返還金を新たに計上するものです。

次に、款 03、項 01 保健事業費、目 01、事業（01）健康診査費 116 万 9,000 円の増額は、節 12 委託料について、実績見込みによる健康診査等委託の増額によるものです。

次に、9 ページをご覧ください。款 04、項 01、目 01、事業（01）葬祭費 155 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金について、実績見込みによる葬祭費支給の増額によるものです。

以上で、議案第 28 号の説明を終わります。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、議案第 27 号及び議案第 28 号の説明は終わりました。

次に、議案第 29 号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 議案第 29 号 令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入です。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料 161 万 8,000 円の減額は、いずれも現年度分の保険料、節 01 特別徴収、節 02 普通徴収それぞれ実績見込みによるものです。

次に、款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金 16 万 2,000 円の増額は、歳出の介護給付費の増額見込みによるものです。

なお、以降、歳入のその他の款は、いずれも歳出の介護給付費をはじめとする各種事業費の実績見込みにより、それぞれの法定割合に応じていずれも節 01 現年度分を減額するもので、同様の補正理由となることから、説明は省略させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次の項 02 国庫補助金、合計 43 万 2,000 円の増額は、内訳として、目 01 調整交付金は、説明欄記載のとおり減額するもので、次の目 06 介護保険事業費補助金 44 万 5,000 円の増額は、説明欄記載の介護保険事業費補助金で、国への事業状況報告様式の見直しに伴うシステム改修補助金となります。

次に、款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金、合計 5 万 1,000 円の減額は、目 01 介護給付費交付金を説明欄記載のとおり減額するものです。

次に、款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金を 22 万 4,000 円減額するもので、次に款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、7 ページをご覧ください。合計 24 万 8,000 円の減額は、目 01 介護給付費繰入金から目 05 その他一般会計繰入金まで、説明欄記載のとおり、それぞれ減額するものです。

8 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、事業 (01) 一般管理費、節 08 旅費 4 万円の減額は、職員普通旅費を見込みにより減額するものです。

次に、項 03、目 01 介護認定審査会費、事業 (01) 介護認定審査会費 7,000 円の増額は、介護認定審査会委員費用弁償を増額するものです。

次に、款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費、目 01 介護サービス等諸費、事業 (01) 居宅・施設介護サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 40 万円の増額は、説明欄記載の給付費を実績見込みによりそれぞれ増減するものです。

なお、以降、同じく保険給付費、次の款 02 保険給付費まで、いずれも節 18 負担金・補助及び交付金における各種サービス給付費については、実績見込みにより増額、または減額するもので、同様の補正理由となることから説明は省略させていただきます。

次に、項 02、目 01 介護予防サービス等諸費、9 ページをご覧ください。事業 (01) 介護予防サービス等給付費 40 万円の増額及び次に項 03 その他諸費、目 01 審査支払手数料、事業 (01) 審査支払手数料は、実績見込みにより増額するものです。

次に、項 06、目 01、事業 (01) 特定入所者介護サービス等費 100 万円の減額は、説明欄記載のサービス費を減額するものです。

10 ページをご覧ください。款 07、項 01 基金積立金、目 01 介護給付費準備基金積立金、事業 (01) 介護給付費準備基金積立金は 132 万 4,000 円を減額するもので、介護保険料の法定負担余剰分について今後の事業運営のために介護給付費準備基金とし、積み立てるものです。

以上で、議案第 29 号の説明を終わります。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、議案第 29 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時 00 分から再開とします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

議案第 25 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第 26 号から議案第 29 号までについては、歳入歳出含めて一括して行います。

はじめに、議案第 25 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、伊藤英人議員。

○2 番（伊藤 英人君） 2 番、伊藤です。

まず 2 問ほど伺いたいことがあります。14 ページになります。14 ページで、款 16 財産収入のところ。目 01 不動産売払収入のところ、説明欄では町有地売払収入減として 2,700 万円ほどが減額ですが、説明でも川井松葉などのお話がありましたけれども、現状というか、内訳として何区画ほどが売れ残って 2,700 万円ほどが減額になるのか、内訳を教えてくださいということ、9 ページに戻ります。款 13 使用料及び手数料、目 05 土木使用料なんです。説明欄で 01 住宅使用料です。町営・公営住宅使用料減のところは日向の住宅だと思いますが、1 軒分など説明がありましたが、その下の町営若者住宅等使用料減のところは 422 万 2,000 円の減ということで、例年と比べるとちょっと多いかなという気がするのですが、こういった内容になっているのかを確認させていただきたいです。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 2 番、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず 2 問ございまして 1 点目が 14 ページになります。14 ページの一番上、款 16 財産収入、項 02 財産売払収入の目 01 不動産売払収入、町有地の売払収入の減額についてということのご質問でございます。こちらにつきましては、川井の分譲地につきましては、7 区画中 2 区画が今販売できておりまして、その分と、あともう一軒は道路の別の用地の関係で 7 万 9,000 円ほど販売のほうになっておりまして、それが実績として出ている数字になります。予算の残額、今回減額する大きなものとしたしましては、川井分譲地の 5 区画

分、こちらが当初の予定から比較をしまして2,270万円ほど。また、もう一か所分譲地ということで、小丹波の文化会館の下、こちらの分譲地も予定をしておりましたが、販売ができていないということで、こちらが420万ほどになります。この2つを足しますと、2,700万円ほどの費用ということになりますので、よろしく願いいたします。

もう一点ございます。9ページに戻りまして、9ページの款13 使用料及び手数料、項01 使用料の目05 土木使用料のうち、町営若者住宅の使用料の減。こちらの内容はということでございますが、こちらは現在、町営若者住宅は空きが13戸ございます。この3月で2か所入る予定になっておりまして、11戸になる予定なんですけど、今年度年間を通して出て入ったというところはあるんですけど、年間を通して大体10戸ほど空きがございまして、その分がずっと積み上がってきて使用料の減額に繋がっているというような形になってございます。

今回の当初予算との差額で見ますと、町営若者住宅のほうの使用料が約300万円ほどの見込みから減、駐車場のほうの使用料が90万円ほど減ということで、3万円程度の家賃からすると、大体年間で10人、10戸ぐらいの空きがあったということでご理解いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。4番、相田恵美子議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

2点ございます。1点目は、14ページの、今の伊藤議員と同じところの不動産売払収入のところでございます。確認させていただきたいのですが、今の課長のご説明では、川井の2区間のみが売却されているということで、残りの5区画、あと小丹波の分譲地も含めて値下げするというのでよろしいのでしょうか。値下げをして販売するというのではないのでしょうかということと、2件目といたしましては、12ページ、款15 都支出金、項02 都補助金、目05 商工費都補助金、節01 観光費補助金、説明のところの観光費補助金の2番目の特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金減135万6,000円のところでございます。昨年の補正予算のときも青梅奥多摩エリアの観光公害対応として青梅市と連携した新たな取組というふうにいただいております。今年度どのような取組があったのか伺います。

以上2件です。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 4番、相田議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございます。ページが14ページになりまして、款16財産収入の目01不動産売払収入の町有地の売却の件ですが、売れたのが2区画で、それ以外は値下げをするのかというご質問かと思うんですが、こちらにつきましては今年度予定をしていた物件が売れなかったということで、売れない分を補正予算で減額をいたしました。今後につきましては、引き続き今の現状のまま、また販売は続けていくというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 相田議員の2問目のご質問にお答えいたします。

歳入12ページ、目05商工費都補助金の中の特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金でございます。こちら議員ご指摘のとおり、昨年度から東京の都市整備局の補助金を活用しまして青梅と奥多摩で連携をしてという形で進めている事業でございます。

こちら3か年の事業の中で、今年度2か年目ということで、多摩川流域ということで、バーベキューごみのところについてそれぞれ青梅、奥多摩取組を行っているところでございますが、今年度奥多摩町として事業として充当したところとしましては、やはり観光ごみということで、駅前での観光ごみの引取りの事業費への充当とドローンを活用した河川の監視について、この事業に補助金を充当したところでございます。

なお、今回補正減となりました要因としましては、当初、観光対策ということで、駐車場の交通整理員の歳出についても補助を充てたいという形で都と協議をしたところなんですけど、やはり交通整理というところ、新たな事業ではないということで、事業として採択いただけたのがドローンとごみの引取りというところでございますので、交通整理の当該費用を今回3月補正で減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。1番、榎戸雄一議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

12ページ、款15都支出金、目04農林水産費都補助金、節02林業費補助金のところでございます。真ん中辺です。ここで森林環境整備事業費ということで、新たに町村の間伐もということで記載してあって、550万増えているんですけど、最近花粉が多いんで、町の人たちにもこれ何とかならないかとよく聞かれるんで、今回、町が持っているものも対象になったというのは、そういう花粉対策も含むのかなと思ったところもあるんで、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 1 番、榎戸議員のご質問にお答えをいたします。

歳入 12 ページ、目 04 農林水産業費都補助金の中の森林再生事業市町村有林間伐補助金でございますが、議員からは花粉対策によるものなのかというお尋ねではございますけれども、こちら花粉対策によるものではなく、森林再生事業の中で、これまでは市町村有林は補助対象ではございませんでしたけれども、今年度から都のほうで補助対象ということで、先程の説明のとおり、歳出については 9 月補正で計上させていただいたところでございますが、今回、都の要綱が整ったというところで、当初は 12 月補正を予定していたところですが、都の要綱の制定の遅れから今回の 3 月補正になったところでございます。議員お尋ねの花粉に係る部分については都は別の事業といえますか、取り組んでいるところでございますので、今回のこの補正については、それには該当しないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。2 番、伊藤英人議員。

○2 番（伊藤 英人君） 2 番、伊藤です。

2 問ほど 13 ページです。13 ページで、款 15 都支出金の中の目 05 商工費委託金の説明欄では観光費委託金、下の段が五十人平野営場維持管理委託金増となっております。説明でも利用実績に応じて増えたという説明だったと思いますので、そのことを確認したくてご質問します。利用実績に応じて東京都からの委託金が増えたという認識でいいのかということと、結局この利用実績というのは、これまで何人程度なのかというところを伺いたいと思います。

2 つ目としては、15 ページなんですけど、款 20 諸収入です。目 06 東京都市長会助成金の中で、説明欄の記載の一番下が L o G o フォーム利用料で、これは結局、財源の組替えになるかと思うんですが、これが実績といえますか、今年度中どのように使われていたのかというのが分かれば教えていただきたいなと思います。

以上の 2 点です。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 2 番、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

歳入、13 ページ、目 05 商工費委託金の中の五十人平野営場維持管理委託金の増に関連し、五十人平の利用の実績の状況ということでございますが、まずこちらの委託金については、東京都環境局が整備した五十人平野営場の維持管理につきまして、都の環境局から奥多摩町が委託を受けて、そこに係る部分の委託金でございます。こちらについては、利

用の中で、まず野営場テントの利用者でございますが、今回初年度ということで、昨年4月29日オープン以降11月末まで約7か月間でございますが、1,571名のご利用をいただいたところでございます。当初予算見込みとしては2,000名という形での見込みでございましたけれども、一方で、想定を上回るところがテントの野営ではなくて、あそこの野営場にありますトイレの利用というところの中で、その利用された方が4,700名でございます。そのトイレの清掃については、都の環境局から町の観光産業課で受託をして、更に町としましては、都の環境局の了解の下、再委託ということで、雲取山荘を運営しております新井氏に町として再委託をしているところでございますが、東京都との協定に基づいて、トイレの点検も含めてなんですが、定期的な清掃でございますけれども、トイレの利用が想定よりも多いという中で、実際の作業がその分増加した関係で、今回この委託金について82万8,000円の増を3月補正で計上させていただいた状況でございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 2番、伊藤議員さんからの2点目の質問に対してお答えを申し上げます。

15ページの款20諸収入、こちらの中目06東京都市長会助成金、こちらの多摩・島しょ行政のデジタル化推進事業助成金の説明欄の一番最後になりますが、L o G oフォームの利用料ということでございます。質問の趣旨としては、使い方の部分ということで質問をいただきました。こちらですけれども、L o G oフォームの活用によりましてスマートフォン等から手軽に行えるようにすることで、住民の利便性の向上、また、事務負担軽減、ペーパーレス化に取り組むという目的がございます。

主な利用のほうですけれども、観光イベントや健康事業への参加申込み、また、事後アンケート、それから、健診等の予約、こういったことに活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第25号の歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。2番、伊藤英人議員。

○2番（伊藤 英人君） 3点ほどお願いします。

まずは 41 ページです。款 07 商工費です。事業 (05) 日照確保対策事業費なんですけど、ここ数年申請なしというのが続いている状況だと思うんですが、先程も少しありましたが、花粉がひどいというのもありまして、ぜひこれは日照確保だけでなく、住居近くの木は積極的に管理していったほうがいいかと思うので、活用すべき補助だと思うんですが、この数年申請なしが続いていくという状況についてどのように考えているのかということと、自治会を対象にして行っている事業ですので、申請手続とか、どういう内容の事業なのかというのをまとめたようなチラシやマニュアルを作成してもらえると、もうちょっと申請がしやすくなるかなと思っているのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

次が 45 ページなんですけど、款 09 消防費、事業 (01) 防災費なんですけど、節 11 役務費で、説明欄には通信運搬費等で無人航空機登録手数料が 3,000 円、今回補正されました。いわゆるドローンなんですけど、今後はどのように活用するのか。以前も伺ったかもしれないんですが、ちょっとお聞かせください。

次に、51 ページです。款 10 教育費です。事業 (01) 青少年対策事業費で節 14 工事請負費のところは 150 万円の皆減ということなんですけども、園地整備及び遊具撤去・設置工事ですが、皆減にするというのであれば、各自治会や P T A などには何か要望を聞くなり、そういった取組は行っているのかどうかを伺いたいです。

以上の 3 点でした。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 2 番、伊藤議員の 3 点あるうち 1 点目のご質問にお答えいたします。

歳出、41 ページ、事業 (05) 日照確保対策事業費でございます。議員ご指摘のとおり、今年度も自治会からの申請なく、近年申請がないという状況が続いているところでございます。こちらについては、議員からも自治会の申請の手続についてご指摘がございましたが、令和 6 年度に自治会の申請について、申請がしやすいような形で要綱を改正して、事業費のところについても委託も含めてということで改正をしたところでございますが、当該年度 6 年度も申請なく、今年度 7 年度も申請がないというところでございます。

議員から、もしくは前回第 4 回定例会の榎戸議員からの一般質問もございましたけれども、人家近くの危険木についてという伊藤議員からのご指摘ありますが、こちらについては日照確保対策事業という要綱に基づいてでございますので、基本的には杉、ヒノキというところでございます。

ただ、榎戸議員からのご指摘も受けて、来年度に向けて要綱を一部改正いたしまして、

広葉樹も対象として一体的に施工ができないか、要綱の見直しも図っているところでございます。

毎年度5月の自治委員会議の際に、自治会長の皆様にこの事業についてご説明をして、利用いただけるような形で進めているところでございますので、議員ご指摘のチラシ、マニュアルのところも含めて自治委員会議で自治会長の皆様に説明をして、この事業の申請、利用に繋がるように観光産業課としても努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 2番、伊藤議員さんからの2点目のご質問にお答えいたします。

45 ページの目が防災費の中の役務費の無人航空機の登録手数料に絡んでということでございます。こちらの活用についてというお話でございますが、昨年、こちらをご寄附いただきまして、現状町のほうで所持をしているところでございます。基本的には、町職員が災害時などにドローンを活用することを目的として寄贈いただいたということがございます。

実際に役場の職員の中にも協会に入っております、そういったドローンの操縦にだけた免許を持っている職員もいますので、今後、これからの話になりますけれども、そういったところの活用がまず考えられるかなということがございます。

それから、先程観光産業課のほうからもドローンの活用のお話もありましたけれども、災害に限らず、広範囲で活用できるのであれば、そういったところも模索をしていきたいというふうに考えております。

また、実際の災害時に職員が実際直営でどこまでドローンを活用できるかというのちょっとマンパワーの話もありますので、これは協会さん側とも今後話を詰めなければいけないと思うんですが、逆に、町のドローンを協会さん側に委託して使っていただいて、そういう災害活動時に寄与できないかなというふうにも、まだ内部の段階ではございますけれども、そういったことも考えております。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 2番、伊藤議員さんの3問目のご質問にお答えいたします。

ページは51ページ、真ん中の青少年対策事業費の中の節14 工事請負費で、園地整備及

び遊具撤去・設置工事皆減ということで、要望、周知等どうなっているんだというご質問だと思います。うちのほうとしましては自治会長さん等には周知はしているところですが、実際、今年度は各自治会等からは要望等上がってきていない状況であります。

今後につきまして観光産業課長のほうも申しましたけども、自治委員会議等を通じて周知を図っていきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。1番、榎戸雄一議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

34 ページ、款 04 衛生費、項 02 清掃費、目 03、(01) し尿処理事業費で、節 12 委託料とありますが、減額が 967 万 2,000 円、かなり高額になるんで、その背景や理由はということをお願いします。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えします。

34 ページの事業 (01) し尿処理事業費の委託の減額の理由ですが、こちら令和 6 年度までは、昭和の頃から高木組という、その後は名前が変更してタイズ工業というところが 1 社でし尿の収集運搬を担ってきまして、その後、この町内のし尿を収集運搬するのに、収集運搬の業を許可を町に得なければいけないんですが、その許可証を持っているのが今まではタイズ工業さんだけということでおったんですが、その後、高杉商事さんという業者さんもその許可を取りましたので、そこと併せて見積り合わせなどをしたところ、高杉商事さんのほうが安くし尿の収集の処理の委託ができるということで、この 960 万円ほどの減額となったりといういきさつがございます。

以上になります。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。10番、原島幸次議員。

○10番（原島 幸次君） 10番。

2点ばかりお聞きしたいんですが、ページ数が 19 ページで、款 02 総務費、目 08、(02) 電子計算開発費 3,061 万 5,000 円の減、これ委託料なんですが、これについて3つばかり委託がされているんですが、これが減になっております。この辺で業務に支障はないのかどうか、その辺をお聞きしたい。

それからもう一点は、P43 ページ、款 08 の土木費なんですが、丹三郎水神前造成工事、それから、大丹波南平造成工事、これ 4,605 万 6,000 円の減ということで、4,000 万からの減ですから、特別何か事情があったのか、どういうわけでこれだけ減額になったのか、最初から見積りが違ったのかどうか、その辺をお聞かせいただければと思います。よろし

くお願いします。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 10 番、原島議員さんの質問にお答えいたします。

最初に、1 点目でございます。19 ページの上段になりますが、電子計算開発費、こちらの補正額が3,061 万5,000 円の減額ということでございます。説明欄のほうで3 項目ほど説明の内容が書いてございます。質問の趣旨といたしましては、これだけ減額して業務に支障が出ていないのかという趣旨かというふうに思います。

この内容なんですけれども、基本的には、2 行目に入っておりますけれども、基幹系システム標準化・共通化委託ということで、次の戸籍システムを標準化・共通化委託ということでございますけれども、この2 点につきましては、国が進めております標準準拠システムということで国が策定する基準に適合した情報システムに全国的に自治体に移行していくというのが今年度進めているところなんですけれども、この中で、一部のシステムについて今年度ではなくて8 年度に実施するというので、この部分が1,900 万円と300 万円の部分が次年度に実施するというので減額になっております。ただ、それによって業務上支障が出ているかという、そういうことはございません。

それから、一番上の電子計算機及び周辺機器の更新委託減ということで、こちらのほうが730 万円ほどの減額ということでございますけれども、こちらにつきましては主ったところと言いますと、職員ともパソコン使っているんですけれども、現在ウィンドウズ 10 がウィンドウズ 11 のほうへ移行したということで、この部分当初は作業委託を見込んでいたんですけれども、職員が自前で作業を行うことにしたために不要となったというところがあります。

また、その他につきましては、いろいろなシステムの更改作業委託の中で実績に応じて減額をしたということで、金額の減額幅は大きいんですけれども、業務上の支障は出ていないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 10 番、原島議員の2 問目のご質問にお答えをいたします。

ページのほうが43 ページになりまして、若者定住推進事業費の中の節14 工事請負費が4,600 万ほど大きく減額になっているが、その理由というご質問かと思えます。

まずはじめに、丹三郎水神前地内の分譲地造成工事につきましては、こちら当初今年度

の予算の段階では1億2,000万円の予算を組んでおりました。実際に2か年という事業になっておまして、冒頭継続費のところでのご説明もありましたが、2か年では当初1億8,000万円の予算となっておりましたが、実際に契約をしたところでは1億7,000万円ほどの工事の契約額となっております。今年度実際に工事を進めまして、ここで精算の段階に来たんですが、その段階での実績額、こちらが7,400万円ほどの金額になるということで、1億2,000万円から7,400万円ほど引いた額が今回、大きく補正で減額をした内容となっております。こちらにつきまして、当初予算のときには多めに予算のほうを計上させていただいているというところだと思いますが、実際に現場の工事を進めまして精算に至っているというところになります。

ただ、現場のほうにつきましては、今4割弱ほどは進んでいるというような状況でありますので、工事の進捗といたしましては、来年度工期期間内で終わる予定となっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、もう一件あります定住対策用地（大丹波南平）の造成工事につきましては、こちら当初予算額が1,490万円ほどで予算を計上させていただきまして、実際に契約のほうは1,489万円ということで、こちらについては入札によって若干、契約の金額が減ったというところになっております。

ご説明は以上となります。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。3番、森田紀子議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

3点ほど伺いたします。

まずページ数32ページ、款04衛生費、(02)感染症予防対策事業費で、新型コロナワクチン確保事業助成金で1,192万4,000円がマイナスされておりますが、新型コロナワクチンに関しまして町民の方は何名の方が接種されたのか、教えていただけたらと思います。

それで、歳入のほうでもマイナスになっておりましたが、この事業というのはいつまで続くのか。国のほうからの何か情報があったら教えてください。

それとページ数が40ページ、款07商工費、(03)小口事業資金融資事業費150万円がプラスされておりますが、こちらは実績見込みで増えているということなんですが、運転資金と設備投資の貸付けの利息の交付金になっていると思うんですが、その内容がどのような皆さん貸付けを利用して、増えたのか教えていただければと思います。

そして、前後いたしますが、すみません。以上です。取りあえずまた伺います。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員のご質問の1点目についてお答えいたします。

まずページが32ページ、事業が感染症予防対策事業費委託料で、新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託の減という部分で、まず今年度の接種者数でございますけれども、今年度が1月末時点でございますけれども、372人ということで、昨年からは定期接種になったということで、当初の予算ではまだ今までの集団接種でやっていた頃の人数で少し見込んでいましたので、今回このような形での補正減ということでございます。

また、助成金については今年度廃止ということで、今後どのようにしていくかというご質問でございますけれども、来年度以降も引き続き接種については、今の現時点での予定では引き続き継続していくということで、助成金については廃止となりますけれども、それらの財源については国からの交付金のほうで今後交付されていくという、現時点での情報でございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 3番、森田議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

歳出ページ40ページ、事業（03）小口事業資金融資事業費でございます。まず今回の補正増の要因としましては、当初予算では14件を見込んでいたところでございますが、今年度末までの実績見込みは28件を見込んでいるものでございまして、それに伴う補正増でございます。

議員からは内訳ということで、運転資金設備資金でございますけれども、こちらについては、すみません、後程お答えさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。7番、小峰議員。

○7番（小峰 陽一君） 小峰です。

ページが37ページ、森林費の説明の欄の木質バイオマス推進事業費、大した金額ではないですけど、今実際にこのバイオマスの関係はどのような活動がされているのかということと、今後どういうふうに進めていくつもりでいるか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 7番、小峰議員のご質問にお答えをいたします。

ページ37ページ、事業（06）木質バイオマス推進事業費でございます。こちらの木質

バイオマスの推進事業でございますけれども、現時点、重要なバイオマス推進で回していくに当たっての木質チップが量を確保できないという状況が続いております。そういった状況を踏まえまして、現在、観光産業課においては、まず昨年4月からスタートしました6期長計の中では、木質資源の活用という形で6期長計の中では位置づけをして、5期長計までは木質バイオマスの推進という形がございましたけれども、広く木質資源の活用という形で6期長計で位置づけをいたしまして、来年度、観光産業課においては観光産業振興計画の策定を予定しておりますので、その計画の策定の中において今後木質バイオマスの推進、抜本的に見直しが必要というふうに所管としては考えてございます。当該観光産業振興計画策定委員会はもちろんですが、林業に係る審議会もございまして、委員の皆様のご意見をいただきながら、今後、こういった形でこの木質資源の活用という形で事業展開ができるのか。一方で、現時点は森林環境譲与税基金の財源もございまして、その活用を中・長期的にどのように図っていくのかも含めて議論、協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、現状そういった点でご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） すみません、同じ質問になっちゃうんですけど、現実チップ材が足りないなというお話だったんですけど、どういうふうに活用されているんですか。それは今どういう事業をやっているのか、よくわかんないんで、そこら辺を説明いただきたいです。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 7番、小峰議員の再質問にお答えをいたします。

かつてはチップという形の中で、もえぎの湯の中でチップを活用してという状況ございましたけれども、現状、もえぎの湯においてはその施設が使えないという状況でございまして、現在、今年度のこの木質バイオマス推進事業においては、今回、実績見込みで木材の買取りについては、もしくは地域通貨の換金の委託について減をさせていただいているところでございますが、こちら木材を買い取って、それを地域通貨に換金という形で森と市庭さんの活用と、あと地域通貨のところについては観光協会への委託を通じて事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。3番、森田紀子議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数20ページ、総務費、目13防犯対策費、防犯対策費として防犯カメラ等購入緊急補助金減で200万マイナスになっていますが、今までで何件の助成を行ったのか。そして、来年度について、もしよかったら少しご説明いただければと思います。

もう一件なんですけど、ページ数が49ページ、目01給食管理費、パートタイム会計年度任用職員さん、多分退職なさったのかと思うんですけども、その後、ご採用の募集をかけたかして採用なさる手続を取っているのか。

そして、最後のページで、会計年度職員さんが3名退職なさっていて、今、奥多摩病院さんで1人防災無線で募集をかけていますが、その後どのような募集をして、その後決まっているのかどうか、お知らせいただけたらと思います。というのも、給食センター結構人手が足らなくて大変だという話を伺っていて、早く補填できたらなと思って質問させていただきました。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 3番、森田議員さんから3点ご質問ございました。

1点目でございます。20ページの総務費の中の中段です。目が13の防犯対策費ということで、防犯カメラ等購入緊急補助金の減額というところでございますが、ここまで何件申請交付決定があったかという話でございます。2月末までの時点で42件申込みございまして、補助金額としては64万9,000円の交付決定という状況でございます。補助金の上限額が2万円ということで、申請される方もその金額は千差万別でございまして、2万円上限活用いただく方もいれば、数千円という方もいらっしゃる状況です。

それから、来年度ということなんですけども、基本的には継続事業で進めることになろうかと思いますが、こちらにつきましてはまた予算特別委員会のほうで審議をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3番、森田議員さんのご質問にお答えします。

ページのほうで49ページの下段の給食管理費、内容としてパートさんの雇用状況という形になろうかと思います。現在ちょっと足りないとか、ぎりぎりのところで回している状況なんですけども、先日、内容等、これにつきましてかもんみーるさんとか洗浄の手伝いができないとか、その辺も検討したりもして、実際に給食センターのほうを見に行

っていただいたりしたんですけど、なかなか業務が難しいということで、いい返事いただけない状態であります。

今現在、募集のほうはかけている状況で、なかなか募集だけでは集まらない状況なので、うちのほうからもいろんな人に声をかけているような状況で今やっております。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 先程3番、森田議員のご質問の中で答弁漏れがございましたので、申し訳ございませんが、お答えさせていただきます。ページ40ページ、事業(03)小口事業資金融資事業費でございます。今回補正増の見込みで28件とお答えさせていただき、その内訳でございますが、見込みで運転資金が16件、設備投資についてが12件でございます。答弁漏れ申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。7番、小峰陽一議員。

○7番（小峰 陽一君） 小峰です。

ページ28ページ、一番下段の保育所措置費なんですけど、氷川保育園と古里保育園の委託料が大分違うんですけど、ここら辺の算定の方法が違うのかどうか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 7番、小峰議員のご質問にお答えをいたします。

ページが28ページ、一番下段になります。保育所措置費の節12委託料、こちらで児童措置費、氷川保育園と古里保育園それぞれ増額となっておりますが、金額の差というところかと思えます。

こちら児童措置費のほうにつきましては、今回補正予算での計上ということになりました。氷川保育園につきましては、当初予算では定員が70名で見込んでいたところ、今年度から定員変更がございまして、定員が40名まで大きく減っております。定員が減ると、この保育所措置費で出します国が定める公定価格の基本単価というものが上がるということで、こちらの基本単価が上がった分、氷川保育園のほうが増額になっているというところでございます。

それ以外に古里、氷川ともに今回人事院勧告で保育士の給与が上がっておりますので、全体が上がった要因は、保育士の給与が上がっているというところが大きな原因となっております。

補正予算ではなく最終の見込みの児童措置費の支払いの予定としましては、児童数の多い古里保育園のほうが1億2,000万円弱ほど、また、氷川保育園のほうが9,500万円ほどということで、今回当初予算に対しての3月までの補正ということになりますので、只今申しあげましたような要因から、氷川保育園のほうが補正額が高くなったというところでございます。

説明は以上です。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。4番、相田恵美子議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

2点ございます。1件目が34ページ、款04衛生費、項02清掃費、事業(01)ごみ処理事業費の節12委託料、説明の01委託料の有料ごみ袋製作委託減のところでございます。町の有料ごみ袋はどこに委託しているのかということと、ざっくりでいいので、年間どれぐらいの消費があるのかというところを伺います。

実は最近、ごみ袋が、特に可燃ごみが破れやすいというお声をいただいております、数年前より特段私も感じることはあるんですけども、ちょっと引っ張ると破れてしまう。以前は引っ張ろうが全然びくともしないで強いねと、さすが有料だわねという話をご近所としていたんですけど、最近そういうお声を複数いただきますので、ご確認させてください。

2件目ですけども、43ページ、款08土木費、項04住宅費、目01、事業(01)若者定住推進事業費の節12委託料、説明の委託料8,132万円という高額な減となっておりますけれども、この中で執行されなかった事業はございますでしょうか。

この2件です。お願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

34ページ中段の事業(01)ごみ処理事業費の節12委託料の説明欄1段目の有料ごみ袋ですが、こちら指名競争入札のほうで行っていますので、特定した業者さんではありません。入札した業者さんの一番安く製造できるという業者さんで決まっているので、こちらが指定しているわけではございませんので、ご了承ください。

それで、その袋の質につきましては、仕様書等で細かく規定はしているところですが、そういったお声もあるということですので、今後、作成するときにはそういった点も考慮して、委託の際の仕様書の内容に盛り込みたいと考えております。

年間の使用料につきまして、今、手もとに数字ございませんので、後程答弁させていただきます。

だきたいと思います。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 4番、相田議員の2つ目のご質問にお答えをいたします。

ページが43ページになりまして土木費の住宅管理費のうち、若者定住推進事業費の12の委託料になりますが、こちらで行われなかった事業があるかというご質問かと思えます。こちらにつきましては、この委託料813万2,000円が総額で減額となっておりますが、このうち事業を実施せずに皆減となった事業については、一番上に記載がございます寄附物件等調査業務委託、こちらにつきましては皆減ということで、今年度事業は実施してございません。この業務の内容については寄附を受けた際に物件の調査を行うための費用ということで、当初50万円の予算を計上しておりましたが、今回事業がなかったということで皆減をさせていただいております。

説明は以上となります。

○議長（澤本 幹男君） 4番、相田恵美子議員。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。1件目のごみ袋についての再質問をさせていただきたいのですが、特定した業者はいないということでありましたら、今年度はどこの業者なのか。特定した業者はいないということだと、例えばどういうところというような。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 4番、相田恵美子議員の再質問にお答えします。

これらを作製した業者ということですが、大倉工業さんというところでございます。

以上となります。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第25号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第25号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、議案第 25 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 10 分から再開とします。

午後 2 時 01 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長(澤本 幹男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 26 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 26 号の質疑を終結します。

次に、議案第 26 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 26 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、議案第 26 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号の質疑を行います。質疑はありますか。3 番、森田紀子議員。

○3 番(森田 紀子君) 3 番、森田です。

9 ページ、款 05 保健事業費で、節 12 委託料として糖尿病性腎症重症化予防事業委託ということでマイナス 236 万円になっていますけども、こちらはどちらの病院を指定されていて、それで、この糖尿病の委託がなくなったんでしょうか。教えていただければと思います。

○議長(澤本 幹男君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(須崎 洋司君) 3 番、森田議員のご質問にお答えいたします。

ページが9ページ、事業が保健事業費の委託料で糖尿病腎症重症化予防事業委託の減で
ございます。こちらにつきましては、地域医療振興協会に委託をしているものとなります。
古里診療所で管理栄養士による指導という形での委託料となります。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 3番、森田紀子議員。

○3番（森田 紀子君） ありがとうございます。管理栄養士の方が糖尿病に関する予防
の、先日私、実はメタボで引っかかりまして、管理栄養士の方とお話しさせていただく機
会がありまして、それでその方はいろいろ行為レクチャーしてくださって、1か月に何kg
やせるにはどうしたらいいみたいな形で教えてくださったんですけど、この糖尿病に関し
て、私は糖尿病に引っかかっていなかったんですけども、糖尿病に関してのレクチャーが
ないからマイナスになったということなんでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 森田議員の再質問にお答えいたします。

今のご質問というのは、糖尿病のレクチャーがなかったからというような、こちらの今
回減になった理由というのは、保健指導する人数が減ったために委託料を減額したとい
う形での減でございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 森田紀子議員。

○3番（森田 紀子君） 度々すみません。その管理栄養士の方と話したときに、町民の
方に健康診断で引っかかっていますけど、面談しませんかと言っても1割ぐらいの人しか
来ないというお話を伺って、何かPRの方法とか考えていらっしゃいますか。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員のご質問にお答えいたします。

今言われるように、対象者の方に管理栄養士がお声掛けをしていくということで、その
全ての方がそれに応じてもらえるというわけではなくて、なかなか応じていただけない方
もいらっしゃいます。今そうした方に、来年度以降どのような形でアプローチをしていけ
ば受けていただけるかということで、その点についてはうちの保健師と委託先の管理栄養
士とどのような形でご案内をしていけば、より受けていただけるかという工夫をする話
はしておりますので、そうしたことで今後ご理解いただければと思います。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。5番、大澤由香里議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

ページ数7ページの諸収入のところでは、不正不当利得徴収金・返納金増ということで82万5,000円が計上されていますが、この内容といいますか件数と、内容で悪質なもののかというところがお答えできましたらお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページが7ページ、款07諸収入、項03雑入、目02一般被保険者返納金にございます不正不当利得の徴収金・返納金の部分でございます。こちらの内容と件数がというところのご質問かと存じます。

こちらにつきましては、名称につきましては不正不当利得ということでございますけれど、今年度の収入のものにつきましては不当利得ということでございます。こちらにつきましては、国民健康保険を、本来ですと資格を喪失して、社会保険に加入して国民健康保険の脱退手続きができていない方の部分ということでございます。

こちらにつきましては、様々な事情があるんですけど、単純に少し手続が遅れてしまったというところと、あとは就職先の会社のほうで、本来ですと社会保険のほうを適用しなくてはいけなかったんですけど、勤務時間等の関係が本来ですと社会保険加入できる資格があったんですけど、まだ国保のままだったというところで、遡って適用という形でこのような大きな額となっております。

件数はこちらのほうは合計で4世帯の方の部分の収入でございます、2世帯につきましては直接ご本人から3万5,000円弱でございますけれど、ご納付をいただいたところでございます。残りの2世帯につきましては保険者間調整ということで、新たな社会保険に加入したところを、そちらのほうとやり取りいたしまして、国保連を通じまして90万弱の収入があったということでございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第27号の質疑を終結します。

次に、議案第27号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第27号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号の質疑を行います。質疑はありませんか。5番、大澤由香里議員。

○5番(大澤由香里君) 5番、大澤です。

8ページ、広域連合分賦金のところですか。償還金・利子及び割引料の01 償還金・利子及び割引料のところの保険料還付未済時効分返還金、新たにということだったんですが、内容をちょっとお知らせください。

○議長(澤本 幹男君) 住民課長。

○住民課長(岡部 優一君) 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページは8ページになります。款02、項01の広域連合納付金のところの目01、事業(01)の広域連合分賦金の中にあります節22 償還金・利子及び割引料の保険料還付未済時効分の返還金の内容というところがございます。こちらにつきましては、令和4年度分になりますけれども、令和4年度分の保険料で還付があった方につきまして還付できる期限、時効を迎えておりますので、そちらのほうが広域連合のほうにその分19名分を返還するものでございます。

以上でございます。

○議長(澤本 幹男君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第28号の質疑を終結します。

次に、議案第28号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第28号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤本 幹男君) 起立多数であります。よって議案第28号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の質疑を行います。質疑はありませんか。4番、相田恵美子議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

8ページです。款01総務費、項03介護認定審査会費、目01の介護認定審査会費の説明のところの介護認定審査会費が7,000円の増となっておりますけど、介護認定審査員というのは何名ぐらいいらして、そして、年間どれぐらいの頻度で会議が開かれているのかということをお伺いします。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

ページが8ページの介護認定審査会の委員の人数でございますが、委員につきましては5名でございます。また、開催の頻度ということで、毎月2回ほど、1回というときもあるんですが、基本2回をやって年間24回ということでございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第29号の質疑を終結します。

次に、議案第29号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第29号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤本 幹男君） 起立多数であります。よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第30号 令和8年度奥多摩町一般会計予算、日程第8 議案第31号 令和8年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第9 議案第32号 令和8年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第10 議案第33号 令和8年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第11 議案第34号 令和8年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12 議案第35号 令和8年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第13 議案第36号 令和8年度奥多摩町下水道事業会計予算、日程第14 議案第37号 令和8年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上8件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 30 号から議案第 37 号までの令和 8 年度奥多摩町一般会計をはじめとする各特別会計、企業会計全 8 会計の予算につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

令和 8 年度の予算編成方針及び予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては、本会議初日に町長から施政方針で申し上げておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、タブレット端末のサイドボックスを開いたトップページの緑色のフォルダー当初予算（案）の概要に令和 8 年度奥多摩町当初予算（案）の概要を格納しております。各会計の予算内容の詳細につきましては、予算特別委員会におきまして担当課長から説明させていただきますので、本日は、総括的に説明をいたします。

議案のフォルダーをお開きいただきまして、令和 8 年度当初予算のフォルダーをお開きください。

はじめに、議案第 30 号 令和 8 年度奥多摩町一般会計予算についてご説明申し上げます。一般会計予算をご覧ください 3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 84 億円と定めるもので、前年度当初予算と比較して 12 億 7,000 万円の増、率にいたしまして 17.8%の増となります。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものということで、前年度予算と比較した歳入の増減は、令和 8 年度当初予算案の概要 2 ページに、歳出の増減は 4 ページに記載しておりますので、後程ご覧いただきたいと存じます。

次に、継続費でございますが、第 2 条継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」によるもの、町債でございますが、第 3 条町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表町債」によるもの、一時借入金でございますが、第 4 条一時借入れの最高額を 10 億円と定めるもの、歳出予算の流用でございますが、第 5 条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものがございます。

予算書の 4 ページをご覧ください。歳入につきましてご説明をさせていただきます。歳入は 4 ページから 6 ページまででございます。

歳入では、前年度と比較して増額となる項目は、款 01 町税から款 07 地方消費税交付金

及び款 09 地方特例交付金、5 ページの款 10 地方交付税、款 13 使用料及び手数料から款 16 財産収入まで並びに款 18 繰入金及び6 ページの款 21 町債となります。

歳入の中で増額の大きな項目は、5 ページの款 15 都支出金で、市町村総合交付金の増などにより、前年度と比較して5億 456 万 3,000 円、6 ページの款 21 町債で5億 9,000 万円の増額となります。

前年度と増減なしの項目は、6 ページの款 19 繰越金で、それ以外は前年度と比較して減額となります。

歳入の中で減額の大きな項目は、6 ページの款 20 諸収入で、前年度と比較して 8,655 万 3,000 円の減額となります。

次に、7 ページをご覧ください。歳出につきまして説明をさせていただきます。歳出は7 ページ及び8 ページでございます。

歳出では、前年と比較して増額となるものは、款 01 議会費、款 02 総務費、款 06 農林水産業費から款 08 土木費まで、8 ページの款 09 消防費、款 13 諸支出金及び款 14 予備費となります。

歳出の中で増額の大きなものは、7 ページの款 02 総務費で、庁舎建設整備事業費等により、前年度と比較して9億 5,859 万 8,000 円、款 08 土木費が1億 3,739 万円の増額で、これは移住体験住宅建築工事等によるものでございます。

前年度と比較して増減なしの項目は、8 ページの款 11 災害復旧費で、それ以外の項目は、前年度と比較して減額となりますが、歳出の中で減額の大きなものは、7 ページの款 04 衛生費が前年度と比較して 2,396 万 7,000 円の減額で、生活排水対策事業費等によるもの、8 ページの款 10 教育費が 2,905 万 6,000 円の減額で、文化会館管理費等によるものでございます。

9 ページをご覧ください。第2表継続費でございますが、継続費とするものは、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、庁舎建設整備事業、総額 50 億 8,542 万 3,000 円、年度及び年割額につきましては、令和5年度 4億 6,369 万 3,000 円、令和6年度 3億 88 万 3,000 円、令和7年度 2,274 万 7,000 円、令和8年度 12 億 7,030 万円、令和9年度 30 億 2,780 万円でございます。

次に、款 8 土木費、項 4 住宅費、事業名、丹三郎水神前地内分譲地整備事業、総額 1 億 7,050 万 1,000 円、年度及び年割額につきましては、令和7年度 7,402 万 6,000 円、令和8年度 9,647 万 5,000 円でございます。

次に、款 9 消防費、項 1 消防費、事業名、第4分団栃久保詰所建設事業、総額 1 億

3,228万8,000円、年度及び年割額につきましては、令和7年度0、令和8年度1億3,228万8,000円でございます。

10ページをご覧ください。第3表町債でございます。起債の目的ですが、庁舎建設整備事業として6億2,000万円を予定しております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

次に、議案第31号のファイルをご覧ください。議案第31号 令和8年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,300万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して100万円の減、率にいたしまして1.2%の減となります。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して款01 使用料及び手数料が100万5,000円、款03 諸収入が19万5,000円の減額、款04 繰越金が20万円の増額、款02 繰入金の増減はございません。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、款01 総務費が112万1,000円の減額、款02 予備費が12万1,000円の増額となります。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

次に、議案第32号のファイルをご覧ください。議案第32号 令和8年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,400万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して300万円の増、率にいたしまして1.8%の増となります。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して、款03 諸収入が180万1,000円、款04 繰越金が119万9,000円の増額となり、款01 使用料及び手数料及び款02 繰入金の増減はございません。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、款01 総務費が300万円の増額となり、款02 予備費の増減はございません。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

次に、議案第33号のファイルをご覧ください。議案第33号 令和8年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、

歳入歳出それぞれ7億1,400万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して1,900万円の減、率にいたしまして2.6%の減となります。

一時借入金でございますが、第2条一時借入金の借入れの最高額は1億円と定め、予算の流用でございますが、第3条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して減額となる項目は、款03都支出金及び款05繰入金、増額となる項目は、款01国民健康保険税及び款06繰越金となり、その他の項目につきましては増減はございません。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して減額となる項目は、款01総務費から款03国民健康保険事業納付金、増額となる項目は、款05保健事業費、款08諸支出金及び6ページの款09予備費となり、その他の項目につきましては、増減はございません。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

次に、議案第34号のファイルをご覧ください。議案第34号 令和8年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,800万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して500万円の増、率にいたしまして2.1%の増となります。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して増額となる項目は、款01保険料及び款02国庫支出金、減額となる項目は、款03繰入金及び款05諸収入で、款04繰越金につきましては増減はございません。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して増額となる項目は、款02広域連合納付金から款04葬祭費まで及び款06予備費、減額となる項目は、款01総務費及び款05諸支出金となります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

次に、議案第35号のファイルをご覧ください。議案第35号 令和8年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,200万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して2,900万円の増、率にいたしまして3.4%の増となります。

一時借入金でございますが、第2条一時借入金の借入れの最高額は1億円と定め、歳出

予算の流用でございますが、第3条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して増額となる項目は、款03国庫支出金から款05都支出金まで、款07繰入金及び款09使用料及び手数料、減額となる項目は、款01保険料となり、他の項目につきましては増減はございません。

6ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して増額となるものは、款01総務費、款02保険給付費及び款04基金積立金、減額となる項目は、款03地域支援事業費、款06諸支出金及び款07予備費となり、款05公債費の増減はございません。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

次に、議案第36号のファイルをご覧ください。議案第36号 令和8年度奥多摩町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。第1条は、総則でございます。

第2条業務の予定量は次のとおりで、第1号計画人口は1万4,960人、第2号年間処理水量は47万4,137^m、第3号1日平均処理水量は1,300^m、第4号主な建設改良事業は、処理場電気機械更新整備委託を予定しております。

3ページをご覧ください。第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入では7億9,622万1,000円を、支出では6億1,031万2,000円を予定しており、収入では、前年度当初予算と比較して1億5,385万円の増、率にして24.0%の増。支出では、2,021万8,000円の増、率にして3.4%の増となります。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入では1億5,495万円を、支出では4億8,052万7,000円を予定しており、収入では前年度当初予算と比較して1,086万円の増、率にして7.5%の増、支出では1億4,416万9,000円の増、率にして42.9%の増となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,557万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額で補填するものでございます。

4ページをご覧ください。第5条一時借入金の限度額は5億円と定め、第6条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費として、第1号職員給与費2,198万3,000円としております。

第8条他会計からの補助金として一般会計から補助を受ける金額でございますが、1億

8,799万4,000円を予定しております。

第9条当年度利益剰余金のうち、1億7,363万円を処分することを定めるものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

次に、議案第37号のファイルをご覧ください。議案第37号 令和8年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。第1条は、総則でございます。

第2条業務の予定量は次のとおりで、第1号病床数は41床、第2号年間患者数は入院7,300人、外来1万2,782人、第3号1日平均患者数は、入院20人、外来45人、第4号年間時間外患者数は534人、第5号年間訪問診療患者数は1,403人、第6号主な建設改良事業は、ナースコール設備更新工事を予定しております。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、3ページをご覧ください。収入支出とも6億4,000万円で、前年度当初予算と比較して3,650万円の増、率にいたしまして6.0%の増となります。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入では1,600万円を、支出では2,317万円を予定しており、収入は前年度当初予算と比較して1,100万円の増、率にして220%の増、支出は504万9,000円の増、率にして27.9%の増となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額717万円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

4ページをご覧ください。第5条一時借入金の限度額は3,000万円と定め、第6条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費として、第1号職員給与費4億1,341万2,000円、第2号交際費10万円としております。

第8条他会計からの補助金として一般会計から補助を受ける金額でございますが、1億6,350万円を予定しております。

第9条棚卸資産の購入限度額は5,832万円とするものでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

以上で、議案第30号から議案第37号までの8会計の令和8年度予算の説明を終わります。慎重なるご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。只今上程の議案第30号から議案第37号までについては、議長を除く委

員8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで予算特別委員会正副委員長の互選のために暫時休憩とします。休憩中に正副委員長の選出を行い、ご報告を願います。

午後2時53分休憩

午後2時57分再開

○議長(澤本 幹男君) 休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長(原島 保君) 休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に5番、大澤議員、副委員長に7番、小峰議員。

以上のとおり選出されましたので、報告を終わります。

○議長(澤本 幹男君) 以上のとおり予算特別委員会委員長は、5番、大澤由香里議員、副委員長は7番、小峰陽一議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月11日となっておりますので、明日から3月10日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、明日から3月10日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、3月11日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時59分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員